

博士学位論文要約

論文題目： 倒産局面にある会社の取締役に対する規律

氏名： 岩淵 重広

要約：

本稿は、倒産局面にある会社の取締役への法的規律について検討するものである。本稿は、数ある法的規律の中でも会社の倒産時に問題となる取締役に対する責任追及制度を検討対象とする。本稿にいう「倒産局面」とは債務超過状態またはその間際の状態を指す。

わが国の会社法(以下、「法」という)は 429 条 1 項に役員等への対第三者責任を定める。同規定は「役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う」と定める。同規定について、最高裁昭和 44 年 11 月 26 日判決民集 23 卷 11 号 2150 頁(以下、「昭和 44 年判決」)は、その趣旨を第三者保護にあるとし、「その職務を行うについて悪意又は重過失」を取締役の任務懈怠についての悪意または重過失とし、第三者の損害も直接損害か間接損害かを問わないとした(法定責任説・両損害包含説)。

同規定は、会社の倒産が原因で会社に対する債権が回収不能となり損失を被った債権者によって利用されてきた。そのため、わが国における倒産局面にある会社の取締役に対する責任追及の議論は、同規定のそのような適用例を念頭に置いてなされてきた。そこでの議論は、債権者の保護という観点から、第三者責任の追及が認められるべき場合を検討するというものであった。

しかし、以上のような検討は第三者責任の適用範囲を過大なものにする恐れがあった。そこで、いくつかの学説は、第三者責任の適用範囲を妥当なものにしようと試みた。その 1 つが直接損害と間接損害という区分のもとで、それぞれの理論的な問題点を検討するというものであった。

その後、第三者責任の適用範囲を妥当なものにするという問題意識を共有しつつ、会社の倒産局面において取締役がどのような義務を負うのかという問題設定から検討がなされるようになった。これは、倒産局面にある会社の取締役がどのような行動をするべきかを問題にするものであり、昭和 44 年判決の内容に沿う議論であるため望ましい方向性である。この新たな問題設定の下では、企業倒産という事態をどのように理解するかという点および会社の倒産局面で取締役に何を期待するかという点の理解が重要になる。しかし、現状、これらの点への検討が十分でないこともあって、倒産局面にある取締役の義務内容は明らかではない。

さらに、倒産局面にある会社の取締役の義務という問題設定は、従来の議論と異なり、法 429 条 1 項を前提にしない。それゆえ、数ある責任追及制度の中で、同義務のエンフォースメント手法として法 429 条 1 項を用いるべき理由が問題となる。以前より、法 429 条 1 項による責任追及の妥当性には議論があり、また、積極的な批判も加えられてきた。こ

のことに照らせば、倒産局面にある会社の取締役の義務のエンフォースメント手法も検討されるべきである。

以上のようなことから、本稿は、①倒産局面にある会社の取締役の義務内容はどのようなものであるべきか、そして、②上記義務内容のエンフォースする責任追及の方法はどのようなものであるべきかを検討する。本稿は、以上の2点についての示唆を得るために、アメリカ法とイギリス法についての検討を行う。

第2章のアメリカ法の検討では、デラウェア州の判例の展開を分析した。デラウェア州では、クレディリオネ判決以降、取締役が債権者に対する直接の義務を負い、債権者は同義務違反を理由に取締役に直接訴訟を行うことができるという理解があった。しかし、このような理解は、PRG判決以降の判例の展開において、倒産局面にある会社の取締役の経営判断を困難にすること、および、取締役に直接の義務を課さなくても債権者保護が他の規律によって達成できることから、明確に否定された。

一方で、デラウェア州の判例は、会社の支払不能状態以降、会社債権者が派生訴訟を提起できるとした。この派生訴訟は、支払不能状態で会社の財産の増減について債権者が主たる利害関係者となること、および、支払不能状態では株主が派生訴訟を提起するインセンティブを喪失し取締役に對する規律づけが弛緩するので、それを補う必要があることの2つを理由に認められたものであった。第2の趣旨は、債権者による派生訴訟のあり方を定める指針であり、重要な理由づけであった。この訴訟において問題となるのは取締役の会社に対する義務であるが、この義務の審査は、会社に支払能力がある状態と大きくは変わらない。会社が倒産局面であっても経営判断原則やデラウェア一般会社法102条(b)(7)といったルールが機能し、また、株主と債権者の間の利益衝突が、忠実義務の問題を惹起することもないとされ、取締役の経営判断は尊重されるからである。

以上より、アメリカ法における倒産局面にある会社の取締役に対する責任追及制度は、会社の支払不能状態で生じてしまう取締役に對する規律づけの弛緩を、債権者の関与によって補うという視点で形成されたものであることが分かった。

第3章のイギリス法の検討では、1986年支払不能法214条の不当取引と、判例法によって発展してきた債権者の利益を考慮する義務を取り上げた。両規律によって規律される行為は、取締役による倒産局面での不適切な事業継続を行うことや、会社の倒産局面で一部の利害関係者を有利に取り扱うことである。会社の倒産局面で取締役に不適切な事業継続を行わせないということは、会社を適時に法的整理に入らせることを取締役に義務づけるものでもある。もっとも、判例では、後知恵的な審査が否定され、会社の事業継続について少しでも見込みがあるうちは取締役の事業継続の判断は正当なものとして認められるので、容易に義務違反が認められるわけではない。一部の利害関係者を有利に取り扱うことについても、同様に後知恵的な審査は否定され、事業継続を意図した行動には義務違反が認定されない。

イギリス法の規律は、一見すると、倒産局面にある会社の取締役に対し厳格な内容であるようにもみえる。しかし、両規律に関する判例を検討する限り、そのようにはいえなかった。これは、救済の文化という政策考慮の影響であり、その考慮によって取締役が倒産状態にある会社を立て直そうとする行動を否定しない方向で規律の内容が考えられた結果

である。

アメリカ法とイギリス法の倒産局面にある会社の取締役に対する責任追及制度に関する検討からは、(a)不適切な事業継続を防止するという視点と、(b)会社の支払不能状態で生じてしまう取締役に対する規律づけの弛緩を債権者の関与によって補うという視点が明らかとなった。アメリカ法では(b)の視点はみられるが、責任追及制度を通じて(a)を達成しようとはしていない。しかし、これは DIP 型の倒産処理によって対処されており、同法が(a)の問題に無頓着というわけではない。これに対してイギリス法では責任追及制度が(a)(b)の考え方から構築されている。

第 4 章では、検討課題①②についての具体的な検討の前提作業として、わが国の企業倒産に関する状況の変化を探った。これによって、昭和 44 年判決が出された当時の倒産処理の情勢と、今日のそれが大きく異なることが分かった。かつては倒産処理のほとんどが私的整理であったが、今日ではそのほとんどが法的整理である。そしてこの変化は、第三者責任の意義をも変容させた。すなわち、私的整理中心の状況下では、債権者の自衛手段として第三者責任を認める必要があったが、法的整理が中心の今日では、むしろ、第三者責任は集団的な倒産処理の進行を妨害し、再生の見込みのある企業の解体を招くといった弊害を引き起こす可能性が高い。このように今日では法 429 条 1 項の政策的妥当性が大きく低下している。

比較法から得られた(a)(b)という視点とわが国の社会情勢の変化を踏まえて、本稿は次のような提言を行った。検討課題①の義務内容については、不適切な事業継続を防止することを内容とする義務を取締役に課すべきである。わが国でも再生型の倒産処理制度はあるが、(a)の視点を達成するには十分なものでないため、そのような義務を課す必要がある。そして、わが国にも、イギリス法と同様に、倒産局面にある会社の事業を立て直そうとすることを促進する政策的考慮があるので、同国の義務内容は参考となる。わが国でも、後知恵的な審査を避けつつ、取締役が会社の財務状態を適切に把握し、そのうえで妥当な事業継続のための措置をとっていたかどうかを審査するべきである。検討課題②の責任追及の方法については、倒産法上の責任査定制度を利用した任務懈怠責任の追及で十分に対処できる。先述のように、近年では法的整理に入ることが増えており、責任査定制度が上記義務のエンフォースメント手法となりうる。また、それは(b)の視点を達成するエンフォースメント手法にもなりうる。さらに、債権者代位権を利用した法 423 条 1 項の責任追及という補完的手段もある。

以上より義務違反のエンフォースメント手法としては責任査定制度等で十分であるといえる。そして、今日では、先述のように、法 429 条 1 項の責任追及は、弊害を引き起こす可能性があるのもはや倒産局面の取締役に対する規律づけとして望ましくない。このようなことからすれば、立法論的に対処することは十分にありうる。もっとも、より現実的な対処として、法 429 条 1 項の適用範囲を狭める解釈を検討する必要がある。そこで、本稿は、昭和 44 年判決の立場を前提にこれを達成する解釈論を検討した。具体的には、間接損害の場合には、重過失要件を重視すること、相当因果関係を厳しく見ること、債権者の追及できる損害額を調整することであり、直接損害においては、任務懈怠の認定の厳格化である。